

## 北海道選挙管理委員会告示第14号

令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録日を次のとおり定める。

令和4年6月15日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

- 1 登録基準日 令和4年6月21日（公示日の前日）  
ただし、年齢については令和4年7月10日  
（選挙期日）
- 2 登録日 令和4年6月21日（公示日の前日）